

# 埼玉慶友会会則

## 第一章 総則

### 第一条 名称及び目的

本会は、慶應義塾大学 埼玉慶友会（以下、本会と略す）と称し、学習活動、情報交換及び学生相互の親睦を目的とした自治組織である。本会の目的達成のために、会員は可能な限り本会の運営活動に協力する義務を負う。

### 第二条 本会の構成

本会は、慶應義塾大学通信教育課程に在籍する会員及び名誉会員によって構成される。

### 第三条 活動年度

本会の活動年度は、4月1日から翌年3月末日までの一年間とする。

## 第二章 会員

### 第四条 入会方法

本会ホームページなど所定の入会手続きをし、かつ年会費納入が確認された者のみ、本会会員とする。

### 第五条 年会費

- ①年会費は 3,000 円とする。ただし、10 月以降の入会者は 1,500 円とする。
- ②年会費の返納はいかなる理由があっても行わない。
- ③年会費の変更は、総会参加者の過半数以上の賛成を必要とする。
- ④継続会員の会費納入期限は4月末日とする。

### 第六条 特典

- ①本会々員は本会開催の行事への参加及び会員との交流をすることができる。

### 第七条 禁止事項

- ①会員への宗教、政治団体等への勧誘及び商品の販売を禁止する。
- ②特定個人・団体(大学を含む)への誹謗中傷はいかなる手段であってもこれを禁止する。
- ③手段、場所を問わず、会員への威圧的な行動・言動・セクシャルハラスメント等はこれを強く禁止する。

### 第八条 退会及び除名

- ①退会は自由である。ただし、年会費の返還は行わない。

②継続会員で、4月末日までに年会費を納入していない者は退会とする。

③禁止事項に違反した会員は、リーダー会で審議の後、除名とする。

#### 第九条 名誉会員

①本会々員で通信課程を卒業した者は、名誉会員となる。

②名誉会員は議決権を持たない。

### 第三章 総会及び定例会

#### 第十条 総会

①総会は、原則として年度末に行い、会長が招集する。

②総会では次の議事を必須とする。

a)年間活動報告

b)会計仮報告

c)リーダー改選

d)会員の金銭負担を伴う会則の新設および変更

#### 第十一条 臨時総会

①臨時総会は、リーダー会が承認した場合、開催できる。

②臨時総会での決定事項は、総会での決定事項と同じ効力を有する。

第十二条 定例会定例会の日時、場所の決定及び進行はリーダー会が行う。

### 第四章 リーダー会

#### 第十三条 リーダー会の役割

リーダー会は本会の運営全般について、立案、協議、決定する。

第十四条 リーダーの構成と選出方法 ①本会のリーダーの構成は次の通り（副リーダーを含む）

a)会長 一名

b)副会長 四名以内

c)会計リーダー 二名前後

d)企画リーダー 十名前後

e)情報リーダー 五名前後

f)相談役 若干名

g)会計監査委員 若干名

h)その他 リーダー会が指名した者

- ②リーダーの選出方法は原則立候補又は推薦とするが、欠員が甚だしく、会の運営に支障を来す場合のみ会員の中から抽選により選出する。
- ③抽選で決定した場合は、会長は必要に応じて、緊急リーダー会を召集し新体制を確立する。
- ④任期途中で何らかの理由で辞任した場合は、リーダー会で後任を検討し、決定する。後任が決定しない場合は、②に準ずる。
- ⑤本会則でいうリーダー会の決定、承認とは、リーダー会リーダーの過半数以上の承認を意味する。
- ⑥各リーダーは内容に応じたグループに所属し、活動を行う。

#### 第十五条 リーダー及びグループの仕事

リーダー及びグループの仕事は次の通りである。

- a) 会長                      本会を代表し、会の運営を総括する
- b) 副会長                  会長を補佐し、定例会等においては議事を記録する
- c) 会計グループ          本会の運営に必要な費用の管理と会計報告の作成
- d) 企画グループ          講師派遣とレクレーションの企画、準備、実行
- e) 情報グループ          情報管理及びアンケート類の作成、集計
- f) 相談役                  運営全般のサポート
- g) 会計監査委員          会計監査
- h) その他                  リーダー会からの要請事項

#### 第十六条 会長及び副会長

- ①会長の選出は総会参加者の過半数以上の承認を必要とする。
- ②任期は一年間とし、三選は出来ない。
- ③会長は、副会長を推薦できる。
- ④会長が、任期中に何らかの理由で辞任した場合は、副会長が会長代理となる。副会長が複数の場合は、リーダー会で決定する。
- ⑤会長は必要に応じて任意にリーダー会を招集する権利を持つ。

#### 第十七条 リーダー

- ①本会会員であれば、誰でもリーダーとなれる。ただし、名誉会員を除く。
- ②任期は4月より次年度の3月までとする（13ヶ月目は引継期間とし、旧リーダーも活動を継続する）。
- ③会の行事には出来るだけ参加すること。

#### 第十八条 リーダー会の開催

- ①原則的にリーダー会は定例会前に行う。
- ②リーダーは出来るだけリーダー会に参加すること。

## 第五章 財務

### 第十九条 会計及び会計監査委員

- ① 5月のリーダー会で予算会議を行い、年間の予算計画を立てる。
- ② 会計グループリーダーは、11月リーダー会の承認後、会計中間報告を定例会にて行うこと。
- ③ 年度末に年間会計仮報告を作成し、3月の総会で発表する。総会の仮承認、会計監査委員の監査後、5月の定例会で本承認とする。
- ④ 会計監査委員は、原則として他の役職との兼任は出来ない。
- ⑤ 会計監査委員は、リーダーではなく、5月定例会までに決算報告の監査を行う。

## 第六章 その他

### 第二十条 会員規則の改正

基本的な会則の変更について、素案をリーダー会にて審議・決定の後、会員に公示する。公示後、1週間の異議申し立て期間を設けた後、即日発効する。会員より異議申し立てがあった場合のみ、定例会にてこれを審議・決定する。年会費の変更など、金銭に関わる事項についての変更は、総会、もしくは臨時総会を開催して承認する。承認は参加者の半数以上の賛成を必要とし、即日発効する。

### 第二十一条 情報

本会に帰属する情報の取扱い方法に変更がある場合は、リーダー会が素案を作成し、定例会にて承認する。

### 第二十二条 経費等について

会の運営にあたり必要な経費は以下の決裁区分に従って、これを承認する。決裁については、事前決裁を基本とする。決裁の手段は問わない。なお、金額は会員負担分などを除いた本会負担金額で、消費税は含まず、具体的内容は、リーダー会で定める「会計支出項目」による。

- a) 1回につき¥5,000以下の経費——会計グループリーダーが決裁
- b) 1回につき¥5,001以上¥30,000以下の経費——副会長が決裁
- c) 1回につき¥30,001以上¥100,000以下の経費——リーダー会が承認・決裁
- d) 1回につき¥100,001以上の経費——定例会にて参加者半数以上の賛成を持ち承認・決裁。

### 第二十三条 講師派遣

原則として、年4回講師派遣を実施する。実施月や講師の選定は適宜定例会で決定する。

### 第二十四条 卒業記念品

- ① 卒業時に本会に属している会員には、本会より卒業生全員に記念品を贈呈するものとする。但し、本会予算上困難な場合及び本人が受領を辞退する場合はこの限りではない。
- ② 卒業記念品の内容については、リーダー会の協議によって定める。

## 第二十五条 公式行事

本会の公式行事は以下の通りとする。開催の費用については、第二十二条の規定により、会員への補助については「会計支出項目」による。

1. 新入生歓迎会
2. 新人歓迎レクリエーション
3. 新入生勧誘後の慰労会（上限3万円）
4. 任期終了後のリーダー慰労会（原則として総会終了後に新旧リーダー、旧リーダーの卒業生に行う：上限3万円）
5. 忘年会（上限1万円）
6. 福澤諭吉先生墓参（上限1万円）

## 第二十六条 相談役の設置

会長は、会の運営上必要と判断した場合には、相談役を置くことができる。相談役は、会長あるいは副会長経験者から選ぶこととし、リーダー会の承認をへて、選出される。

## 改訂履歴

- 2001年 3月 改訂 Rev.2.0
- 2001年 7月 改訂 Rev.2.1
- 2002年 3月 改訂 Rev.3.0
- 2003年 3月 改訂 Rev.4.0
- 2004年 3月 改訂 Rev.4.1
- 2005年 3月 改訂 Rev.4.2
- 2007年11月 改訂 Rev.4.3
- 2008年 3月 改訂 Rev.5.0
- 2016年 3月 改訂 Rev.6.0
- 2019年 2月 改訂 Rev.7.0（施行2019年4月）
- 2020年11月 改訂 Rev.8.0（施行2021年1月）
- 2022年 8月 改訂 Rev.9.0（施行2022年9月）